

遺伝子組換え農作物の安全を確保する仕組み

遺伝子組換え農作物に関しては、

- ① 食品としての安全性は「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
- ② 飼料としての安全性は「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
- ③ 生物多様性への影響は「カルタヘナ法」

に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、全てについて問題のないもののみが輸入、流通、栽培等される仕組みとなっている。

（隔離ほ場における使用や観賞用の花きなど食品、飼料として使用しない場合は、③のみ。）

食品としての安全性 (食品衛生法・食品安全基本法)

安全性審査の申請

消費者庁

評価依頼

食品安全委員会

- ・食品としての安全性についてのリスク評価
- ・パブリックコメント

評価結果

消費者庁

食品としての安全性
審査の経た旨
の公表（告示）

飼料としての安全性 (飼料安全法・食品安全基本法)

安全性確認の申請

農林水産省

諮問

評価依頼

農業資材審議会

- ・家畜に対する安全性についてのリスク評価

食品安全委員会

- ・畜産物としての安全性についてのリスク評価

答申

評価結果

農林水産省

パブリックコメント

飼料としての安全性を
確認した旨の公表（告示）

生物多様性への影響 (カルタヘナ法)

隔離ほ場試験のための
承認申請

農林水産省・環境省

意見聴取

生物多様性影響評価検討会

生物多様性への影響
についてのリスク評価

意見提出

農林水産省・環境省

パブリックコメント

承認をした旨の公表（告示）

一般的な使用のための
承認申請

〔食用・飼料用としての
輸入、流通、栽培等〕

隔離ほ場試験の承認
申請と同様の仕組み

〔食品や飼料の安全性について
の確認との整合性を考慮
(カルタヘナ法に基づく基本
的事項で規定)〕

問題のないもののみが輸入、流通、栽培等される